

# 多摩市みんなの文化芸術条例

第1条  
第2条  
第3条  
第4条  
第5条  
第6条  
第7条  
第8条  
第9条  
第10条  
第11条

**第1条 目的**  
市民の権利・役割と市の役割を明らかにすることで、市民の創造性および豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与すること

**第2条 定義**

**市民とは**  
 ・市内に住んでいる人  
 ・市内で働く人  
 ・市内で学ぶ人  
 ・市内で事業を営む人  
 ・市内で活動する団体・個人

**表現活動の担い手とは**

(1)創造・表現活動を自ら行う人  
 (2)創造・表現活動の実現を支える人  
 (3)創造・表現活動、伝統文化や文化財の継承と普及に取り組む人

**鑑賞者・享受者とは**

市民であるかを問わず、文化芸術にかかる表現活動を受けとめる人

## 第3条 基本理念

(1) あらゆる市民の文化芸術の権利保障と相互理解する地域社会の実現

(2) 表現活動における自主性・多様性等の尊重

(3) 表現活動への支援

(4) 次代の表現活動の担い手の育成

(5) 伝統文化・文化財の継承および継続的に文化芸術が創造される環境の整備

(6) 鑑賞者・享受者の増加

(7) 様々なものが結びつき発展していく社会環境づくり

(8) 生活の質の向上と市民自身による文化芸術の発展への寄与

## 第4条 市民の権利と役割

**権利**

自ら文化芸術を享受し、また、表現活動の担い手として活動する権利を有する

**役割**

表現活動の担い手とその活動について理解し、尊重するよう努める

## 第5条 表現活動の担い手の役割

◇文化芸術の発展のため、市民や地域社会に根ざした活動に取り組むよう努める

◇文化芸術活動において、人の尊厳を害し、または人権を侵害してはならない

## 第6条 市の役割

- ◇ 施策の総合的かつ計画的な推進
- ◇ 表現活動の担い手が活動しやすい環境の整備
- ◇ 機会の提供と鑑賞者等を増やす施策の実施
- ◇ 広く市民と連携し、文化芸術の振興を図る
- ◇ 表現の自由の保障に努める
- ◇ 財政上の措置を講ずるよう努める

## 第7条 子どもたちのための取組

- ◇ 文化芸術活動に参加する権利の保障
- ◇ 乳幼児期から日常的に文化芸術に触れることができる機会の確保
- ◇ どんな環境下の子どもでも、児童期から青年期において、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保

## 第9条 多摩市文化芸術推進委員会の設置

- ◇ 計画の推進状況の確認や評価を行う多摩市文化芸術推進委員会を設置

## 第8条 計画の策定

- ◇ 計画の策定

## 第11条 国等との連携

- ◇ 国や他の地方公共団体と連携

## 第10条 多摩市立複合文化施設の位置付け

- ◇ 市内の多様な施設・機関と連携した地域の文化芸術活動の拠点施設
- ◇ 多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場
- ◇ 文化芸術の振興ひいては地域経済の活性化に寄与する施設

市民に関すること

市が実施すること